

第9回 熊本市部活動改革検討委員会

<議事録>

令和6年(2024年)1月10日

熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

○次第

- 1 開会
- 2 協議
 - (1) 今後の学校部活動の在り方について(たたき台)
 - (2) 答申(案)について
- 3 諸連絡
- 4 閉会

○議事録

1 開会

【松島教育審議員】

皆様おはようございます。

定刻となりましたので、これより第9回熊本市部活動改革検討委員会を開会いたします。

現在お2人の委員が遅れてご参加というご連絡いただいております。本日は全員のご出席ということですので、検討委員会が成立しておりますことをまずはご報告いたします。

では早速ですが、議事に移りますので進行を坂下委員長、よろしくお願いいたします。

【坂下委員長】

それでは皆様改めまして、こんにちは。

本日は本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この会議も、残すところ今日を含めて2回となっております。

本日は最終答申に向けての重要な会議となります。

委員の皆様からは、多くのご意見を賜りたく存じます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

本日の議題は、

- (1) 今後の学校部活動の在り方について(たたき台)
- (2) 答申(案)について

の2点になります。

まずそれぞれの資料について、事務局よりまとめて説明をいただき、その後、協議を行ってまいります。事務局より説明をお願いいたします。

【松永教育改革推進課長】

—事務局説明(省略)—

【坂下委員長】

ありがとうございました。

それでは、最初に本日の資料を通してご説明いただきましたので、今のご説明に対して、ご質問・ご意見がありましたら、最初に頂戴したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

全体の中で気になったところ、あるいは、もっと尋ねたいところ等がございましたら、お願いいたします。

【坂本委員】

毎回切り出してしまいますけれども、前回も同じことを言ったと思うのですが、我々のこの検討委員会の中で、アウトプットとして金額まで求められているのかというのを、ご確認をしたと思うのです。

なかなか幾らとかいうのは荷が重いなということで、「論点を整理していただいて議論する」というようなことだと、「それはいいですね」ということになったと思うのです。

今回出されている資料のたたき台というのが、論点整理というよりは、これで進めたならばこうなりますという書きぶりなので、例えば、指導単価は1600円、というようなことになっていますけど、これは現状の単価を持ってきたらこうですということなんです。

ただ参考資料1では別の数字も出してあるわけです。

そこで、どういう議論をすべきかということ、もう少し論点を整理していただくことと、受益者負担を50%とするとして計算してありますけど、根拠はこのくらいだったら出せるというアンケートがあるということについてです。

まずはそもそも、我々の中間報告の結論として、少なくとも教育的意義があります。「学校部活動」としてやり続けましょうというような、内容で行っている中で、掛川のような、そもそも地域でやっていくという形ではないやり方を、熊本市は取ろうとしている中で「5割は負担を求めます」という事が、そのくらいだったら出していいというアンケートが多いからということでもいいのか。

まず、そういうところの議論、前回も全く同じことを言ったのですが、なかなかそこに切り込んで我々がこの場で「3割だったらいいとか、公費で100%見るべきだ」とか、なかなか言えずに、「少なくとも、幾分かは、受益者負担の部分があってもいいだろう」というようなことの方にはなったと思うのですが、そのときに、5割というような話が、結論として出てたとは全然思わないので、その辺りをもう少し議論したほうがよくないかなと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

今、坂本委員からは、今後の学校部活の在り方について(たたき台)の「1. 人材バンクを含む今後の運営体制」の中の(2)受益者負担についてご意見をいただいております。

それでは、ここから検討に入らせていただきます。

ご意見いただきましたとおり、答申案のほうにも、受益者負担という文言は入れております。この検討委員会で、具体的にこの数値あるいは何割というようなことについてどうするかとい

うところ、ご提起いただいたところでございます。

委員の皆様のほうから、この点につきまして、ご意見をお願いできればと思います。

【西島委員】

坂本委員がおっしゃったように、資料を出してしまったのでこうなるのですが、基本としてこの答申案では、例えば（４）の④について「公費負担を行うとともに、受益者負担の在り方についても整理する」とか、⑤は前回、平江委員がおっしゃったように「金額の設定に留意するとともに、経済的に困窮する家庭への支援を行う」という意見も入っているので、これでいいかと思うのです。

公に資料を出されてしまうと、答申として出したときに、この検討委員会の中で、５割というのが、という話になると、坂本委員おっしゃったような、私どものほうでは責任は持てないということになるのですけれども、今後３年間ぐらいかけて、今から検討されていくわけです。保護者への負担とか、そういう方にも説明されながら金額を決めていかれると思うので、私自体は、５割がポンと出てしまったので、坂本委員のおっしゃったような形になるかと思うのですけれども、この金額自体が出なければ、全然問題ないかなと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

具体的な金額は、これから検証していく部分でもありますし、物価の状況などいろいろ検討して考えていかなければいけない点もあるので、この数字がそのまま決まってしまうということではないというような理解でおりますけれども、他の委員の方からもお願いいたします。

【平江委員】

いろいろと検討されて、今回は随分時間かけて、この資料作られたのだなというイメージはあります。

具体的に部活動の人数とか、各中学校の部活動の現状があって、とてもいいなと思いました。今、両方の話をお聞きしたのですが、３年かけて検討すると言いながらも、これはたたき台になるのです。

だから、受益者負担５０％というのは、多分これが目安である意味進んでいくのじゃないかと私は思うのです。だから、今日の会議が大切かなと思います。

書いてしまうと、資料として残るのです。

そうしたならば、後の人たちはこれを基に考えてしまう。そこは大切な事かなと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

資料として残るといようなご指摘です。どういう資料として残していくかということなことも、大切かなと思います。

【千田委員】

今年もよろしくお願いします。

前回もお話ししましたが、この会議は「熊本市部活動改革検討委員会」という名前がついていますので、方向性はこの会を出していかなければいけないのではないかなと思います。具体的に幾らというところまでは、ちょっと置いといてです。

今回資料が出ておりますけれども、第8回の検討委員会の資料2で、30%、50%、100%というのが出ました。

残念ながら0%、負担はありませんというのはなかったわけです。その中で、現実的なところを見ると、今回出された50%というのは、現実的なラインではないかなと思います。

先ほど、資料で掛川市が出ました。私は文化部に携わってましたけれども、それなりの6000円～8000円という金額が出ておりますので、一つのラインにはなるのかなと私も感じました。

【富田委員】

前回の会議のときも、受益者負担ということに関しては、意見が出たと思います。

そのときも言ったのですが、現在の中学校あたりの部活動の中にも受益者負担という考え方があります。それは指導費に対してではありません。

活動していくための、学校教育活動に使用する備品等が使えない場合、部活動独自で、使うようなものに対して、どうしても必要なものがあるので、保護者から部費を徴収して、運営をしていく。

中体連以外の大会の参加費も、中体連大会だと学校教育活動の中の大会ですので、公的なお金が参加費として出せるのですが、それ以外の大会参加については、受益者負担という形で保護者の方から出していただくという形はあると思います。

ただし、指導費についての受益者負担については、公費で賄うべきではないかという意見がこの間は出たような気がします。

だから受益者負担の部分の指導者に対しての指導費を、50%というのはどうかなという気も私しますので、受益者負担の中身を分けて考えた方がいいのではないかなという気がします。

【坂下委員長】

ありがとうございました。

資料の5ページのイメージ図として書いてありますが、この中の中身を分けて考える。指導費についてはどうかというご意見です。

【坂本委員】

ちょっと確認をさせてください。

指導費総額が8億200万円ぐらいになっていると思うのですが、これは単価としては1600円ベースという考えでいいのですか。

【松永教育改革推進課長】

常時必ずお2人は指導者がいらっしゃるという前提のもと、1人は、顧問として1600円、

1人は副顧問として1000円、それぞれの部活動に配置をした上での積算でございます。

【坂本委員】

その1600円の根拠というのは、参考資料1のところの特殊勤務手当の1650円。
この辺りがベースになってるのですか。

【松永教育改革推進課長】

部活動指導員の単価が1600円ですので、それを参考にしております。

【坂本委員】

参考資料1に戻りますけれども、教職員の平均時間単価をベースにした場合、時間外であれば1.25倍、休日であれば、1.5倍ですか1.6倍ですか1.35倍ですか？

【松永教育改革推進課長】

行政職員の場合、基本的には1.35倍で、夜間帯等に及ぶ場合が1.5倍といった単価になります。

【坂本委員】

それで計算した場合が、参考資料2のほうにありますけども、休日は1.3倍を掛けていないかなと思いますけど、そこを採用せずに、1600円のほうで計算する理由は何でしょうか。

【松永教育改革推進課長】

部活動指導員は1600円でお支払いをしている現状がございますので、その延長線上で考えると、たたき台の案としては1600円というのが適当かということで、それを基礎に計算をいたしました。

また、保護者の負担の部分で考えますと、指導者の単価が上がれば負担も上昇しますので、そことの兼ね合いも、現実的にはございますので、一旦の試算としては1600円で計算をしたというようなところでございます。

【坂本委員】

元々この議論のスタートが、教職員の働き方改革で、今ボランティアで活動してもらっているという現状、それに対して真っ当な対価を出すということで、中間報告でも、「適正な額を設定する」というような書き方をしています。

適正な額が1600円でもいいのか。1600円ならば、そこに参加していただく学校の先生の働き方改革になるのかどうか。もっとそこは保護者負担のことまで考えて、1600円というようなことではなくて、単価として何が適正かということをまずは議論した上で、負担はどうかという議論に行くべきだろうと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

指導者に対する対価について、議論すべきというご意見いただきました。

この検討委員会では今、お話がありましたように、指導者に対して対価を払うということは決まっております。それで、指導費というのが新たに発生してくるところもありまして、受益者負担という項目を、中間報告においても入れさせていただいているところでございます。

【中川委員】

先ほど論点を整理という話ですが、今までの経過からすると、委員長が言われたように、対価を払うというのは、検討委員会でコンセンサスがとれている。

あとは対価の中で、指導費をどう考えるかというのは、指導費を含めて対価を払うという形で、一応コンセンサスがとれてるのかなと思います。

ただ、受益者負担のところが、論点になっており、基本的には受益者負担をしていいというのは、前回までにある程度決められたのではないかなと思うのです。今回その額については、なかなかまだコンセンサスは取られてないのかなと思うのです。

社会全体の流れからいうと、地域に移行するということは、ある程度市場化をしていこうという方向の中で、熊本市は学校部活動の教育的な意義を非常に重要視されて、合同部活動も含めた形で学校に残していこうと進められています。その方向は私としては非常にいいかなと思います。

ただ、対価については、はっきり結論が出ていないので、まずは論点からいうと、指導費を含めた正当な対価を払うというのを、一応了承していただいと思うのですけれど、それに、今度はその対価に対して受益者が、支払う部分をどういうふうに考えていくのかというのが、最終的な結論ではないかなと思います。

負担率が50%という提案がありますが、50%でいいのか、もう少し高めていくのか、もっと低めていいのか、その議論が、最終的に答申で非常に重要なポイントになるかなと思います。いかがでしょうか。

【平江委員】

方向性はいいと思うのですが、先ほど冨田委員がおっしゃったことを、もう1回考えていただけないかなと思います。

受益者負担の意味です。そこに、指導員に対しても保護者が払うということになっていくのか。それは私と冨田委員は一緒な感じがするのですが、指導者の代金は、保護者じゃなくて、国や県や市から、そういう出し方の提案はないのかなと思ったのですが、いかがですか。

【坂下委員長】

今回の新しい案で新たに出てきました指導費、その財源について、提案ではある程度、受益者負担、何%というところはまだ検討の余地があるかと思いますけれども、それに対して指導費は、違う財源からもってこれないだろうかという意見です。

【平江委員】

受益者負担の意味です。

それを、このままでいくのか、分けてやるのか、そこを話し合っていないかなと思います。公費負担について。考え方がそこで大きく違ってくるかなと思います。

【坂下委員長】

指導費に関する公費負担というご意見も出ておりますけれども、他の委員の皆様は、いかがでしょうか。

【西島委員】

私は、皆さん方と意見が違うのですが、まず、今まで教員が時間外にボランティアでやっていた。そこのお金を出しますよという話です。そこに公費が入るかどうかというのは、かなり難しいのではないかなと思います。

それだったならば、元々が給特法じゃなくて、残業手当として出したのではないかなと思います。今、国の動きとしては、休日を地域移行しましょう、学校から離しましょう、切り離しましょうと動いています。将来的には、平日も切り離したいというのが国の方針です。

そうすると、文科省あたりからお金がどれだけ来るのかなと、100%来るのかというと、それはまず無理でしょうという気はします。

熊本市の財政からしても、なかなか厳しいのかなと思います。

そういう現状の中であって、先生達もボランティアでやってらっしゃったことについて、ちゃんとお金を払いましょうと言うのであれば、やはり幾ばくかは、公費として市のほうも出すんでしょうけども、やはり受ける側としても指導者の謝礼としては出すべきじゃないかなと、基本的に私は思います。

それと、先ほども平江委員がおっしゃったように、困窮者については、そういう制度で救うという形はあるのではないかなと思っています。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

格差が出ないようにすることは実施しつつ、これからの部活動については、教員も兼職兼業という形になるとしますので、公費からもいただきながら、受けるほうも払っていくというご意見であったと思います。

【富田委員】

同じ意見かもしれませんが、昨日たまたまテレビを見ていましたら、人口減少問題について、長野県のある村が、1.7人ぐらいの出生率で人口が増えている。

そのレポートがあったのですが、高校生までは医療費が無料とか、あるいは給食費も無料にしてあるとか、要するにこどもが何人いても余り負担がかからないから生みやすい育てやすい地域。そういう環境があるから、出生率も少しずつ増えてきているという報道があった。この部活動も、学校教育として意義を認めて、検討委員会を発足するときに、国としてはさっき言われたような地域移行という方針がありますけど、熊本市は独自で考えてください

ということでしたので、もちろん活動していくにはお金はかかることは分かります。

しかし、教育委員会あるいは予算を伴うことだから議会対応にもなると思うのですけれども、やはり義務教育までは、経済的な格差がない形でこどもが自由に活動できる環境をつくってあげたいというのが私の基本的な考え方です。

どうしても地域に移行すると、それなりの負担がかかります。こどもが多い所ほどかかります。送り迎えもしなければいけない。クラブ費も払わなきゃいけない。

今までは、学校の先生方のボランティア活動にお世話になりながら、受益者負担といっても先ほど言ったような形の受益者負担で、指導費に関しては、特にこどもが2人、3人部活に入ろうが、変わらないという状況で活動出来ていました。

それが指導費に関しても、受益者負担という発想が出てくると、こどもが増えれば増えるほど、子育て世代はお金がかかるわけです。

そういうことを、熊本市も将来の子育ても含めて、議会对策ということも含めて、義務教育の間の学校でやる活動については、無償になるような予算の組み方というのを考えていけただけなのかなというのが私の考えです。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

今、指導費に関して2つのご意見いただいておりますけれども、他の委員の皆様いかがでしょうか。

【月足委員】

保護者の立場から言いますと、正直、受益者負担することはすごく大事だと思うのですが、現在、年間平均で1600円払っているのが、5000円近くになるのはとても厳しいかなと思います。

救済措置もあるのですが、ここにかからない家庭で生活が厳しくて、というところもたくさんあると思うので、第2回のアンケートを見直したら、「いくらまで負担出来ますか」というアンケートに、3000円以下だったら許容できるという中学校の保護者が76%だったのです。

小学生は60%が3000円以下というのがいいという希望を出しているにもかかわらず、この金額が出るということは、この7割の人たちは受けられない可能性もあるのではないかなと思います。

この会議の後に、何人かの保護者にお話をするのですが、「5000円になるなら、うちはもう受けられない」という話も結構聞かれてはいるので、確かに受益者負担が大事だと思うのですが、現状としてこの金額になったら、その部活動を継続出来ない家庭もたくさん出てくると思います。

それは、きちんと意見として保護者の代表なので、言っておきたいかなと思いました。

よろしくお願いします。

【坂本委員】

前回の議論で、「指導に係る費用については公費負担を念頭に置きつつも、受益者負担の在り方について検討する」という議論をしたと思います。

基本、我々の結論では、学校部活動なんだ、教育的意義があるんだと、指導費については基本公費負担なんだという前提の中で、ただ、今の財政状況からして、やはり受益者負担も必要なんだろうなというところまでは、ある程度必要なんだろうなというところまでは、何となく結論が出たのかなと思っています。

それが、今回50%とかで出てくると、いきなり感があるので、そこは慎重にアンケートをとり直すとかいろんなことをして決めていただけるべきだなと思いますし、全部公費負担して欲しいという考えがベースにありますので、そういう中で、「やむを得ず受益者負担を求めることになります」という説明を丁寧にしていったほうがいいのではないかなと思います。

【富田委員】

この受益者負担の中身がどういう中身でアンケートをとられているのか。

いわゆる、小学校や中学校で部活動として各部が集めている部の運営費としての受益者負担という意味であつたら、今までの状況だと指導費はゼロなのです。

そういう段階でのアンケートがここに出てきて、受益者負担は、指導者の対価負担も含めて3000円までという形ではないと思うのですよ。

だから、アンケートのとり方で数字は出てくるけども、中身がどうであるかで大きく変わるので、このアンケートは、指導者の対価も含んでいる受益者負担なのかどうなのかというのを伺いしたいです。

【松永教育改革推進課長】

アンケートの中では、詳細にお聞きをしているわけではございませんが、指導費を含むというようなことでのお尋ねでございます。

あとは、実際に部活動や小学生の地域でのクラブ活動を含めて、例えば定期的に払う部費以外に遠征費等の不特定に発生をする費用を含めて実際に幾らお支払いをされていらっしゃるか、それをお聞きした上で、月々に部活動指導を受けるに当たりまして、「幾らまでなら負担が可能ですか」というような聞き方をしておりますので、指導費を除く等、そういったことでの聞き方は行っておりません。

【中川委員】

正当な対価の対象は指導費ではないのですか。道具代ですか。

指導費の部分を幾ら負担するかという話は、別として、正当な対価というものの対象は何と考えてられたのかなと。正当な対価を支払うという内容ですよね。

正当な対価を支払う対象の部分は、指導費ではないかと思うのですけど。

【富田委員】

ここで言う正当な対価というのは指導費という意味でしょう。

だから、今質問したのは、アンケートの結果、平均3000円までだったらいいとか、中学生

保護者であれば、幾ら以下でないかという意見が何%であるという、そのお金というのは、指導費の対価のお金の値段ではないのではないかという事の質問だったのです。

「部活動に支払う受益者負担は3000円以下がいい」というのは、その中身は、指導費という事ではなく、運営していく上で、学校で賄えないものを使うことがありますので、それについては受益者負担というのはあっていると思います。

その部分だと思っていたので、そこに指導費まで、正当な対価が必要で指導者には、これ位お金がかかりますということで、それも、受益者負担として保護者から求めるのはどうかなという思いがあるので、アンケートの細かい内容、受益者負担の中身を確認したいということでの質問でした。

【中川委員】

私は、正当な対価というのは、指導費と道具代等を含めたものとして考えていたので、その指導費を外しての対価とは、それは対価ではなくて、必要な費用だったのではないかとあって、それをお聞きしたかったのです。

アンケートについては、私が実施しているわけではないので、多分トータルとして質問されたと思います。

例えば施設費とか、道具の経費とか、大会に参加するための経費とかという形で聞かれているわけではなかったような説明であって、トータルで保護者が幾らならばいいかという質問であったと思う。

私もいろんな経費に対する負担、金額設定というのを研究してきたので、細かく設定する部分と、トータルでという話の中の部分かなと思います。その部分を質問されたんだと思ってはいるのですが、私たちは、対価を払うということは、指導費を払うことではないのかなと思ったので、ちょっとお聞きしようと思いました。

【冨田委員】

私は自分の体験から、自分が部活動をしてきて、こども・保護者との交流の中で、受益者負担という捉え方は、指導費は入っていないんじゃないかなという思いがあったもので、そういう質問をしたところでした。

【清田委員】

保護者としては、先生たちにお世話になっているので、指導費を払いたい気持ちもあるのですが、この5000円近い金額を提示されたときに、保護者側が思うのは、習い事レベルの指導をしてもらえるのですかと思う方も出てくると思うのです。

そうすると、先生たちに逆に重荷になったり、負担になられる部分があるのではないかなと思いました。

あと、私たちは委員会に参加しているので、教育的意義があって、もちろん存続してもらいたい気持ちで参加させてもらっていますが、保護者たちは、掛川市の参考資料にある「保護者の皆様へのお願い」というところに、部活動の負担費用をどうやって実施出来ているのか、その経費や先生たちの生活に無理が生じていることなどは、把握出来てない保護者の方も多いい

らっしゃるので、この辺の説明を保護者の方たちに満遍なく届けて、受益者負担という話になれば皆さんご理解いただける方もいらっしゃると思うのです。しかし、ここの委員会があつていることを知らない保護者もいらっしゃるし、アンケートに回答していらっしゃる保護者の方のほうが大部分だと思うので、どれだけ保護者の方に意識を向けて、もちろんPTAもそこで協力できることがあるならば、協力していきたいと思うのですが、いきなりこの金額を出されると、皆さん戸惑われるのではないかなと思います。

【坂下委員長】

貴重なご意見ありがとうございました。

たくさん、ご意見いただいたところでございます。

あとの答申案にも出てまいりますが、「受益者負担の在り方について整理する」というような文言で、今提案させていただいているところです。

受益者負担の点に関しましては、「検討する」ということで前回出しておりますので、共通理解はいただいているものと思います。

指導者に対する指導費につきましては、今、二つのご意見、指導費は公費からということと、指導費につきましても、この社会の状況等を見て、あるいは、こどもたちも受ける側ですので、受益者負担の中からというような意見も出ております。

今後、今回の答申が持続可能になるためには、私自身もある程度、指導費に関しましても受益者負担が必要になってくるのではないかなと感じております。

ただ、保護者のご意見いただきましたように、この5000円というのが、今回出てしまうというのは、余りにも大きいですし、指導費に対する負担に関しましては、もう少し検討が必要ということを、ご意見をいただきながらも感じているところでございます。

それで、このような数値に関しましては、どの程度出すかということは、もう少し検討が必要かなと思います。

ただ、受益者負担をする、その中に、指導費はある程度必要ではないかというような意見を、私自身持っているのですけれども、他の方はいかがでしょうか。

【竹下委員】

今のご意見で、前回もお尋ねしたのですけれども、この持続可能な部活動をするためには、公費だけでは無理なのか。こういう不可避な部分があるので、こういう負担は必要だという議論になれば、今は想像で無理だろうと言っていますけど、前回聞いたときは事務局の運営費は今のところ要らないということだったのですけれども、今回は将来を見越して設計されて、ちゃんと運営費も現実的な設計がモデルとして出されているのですが、その中で、指導費も公費で出していただけるならば、出していただいたほうがいいのではないかという話を、前回させていただきました。

だから、どういうふうに不可避で、それが持続可能にするためには、受益者負担を求めないと無理なのかというのは、全然見えない部分があるなと思っています。

それともう一つは、単価についていろいろご意見がありましたけれども、今回の部活動の顧問や副顧問は、学校と切り離れた、外部のバンクから派遣するという形でしますので、そのバン

クに登録する人たちが、その単価を見て登録したいなとか、登録したくないなというのを設定されますので、全く先生方がなさるというよりも、人材バンクの中から選んで、適正な方が、各学校、あるいは合同部活動のところに派遣されるというイメージで捉えているのです。単価を例えば教員だとした時にすれば、時間外とするとそうなりますけれど、文科省が推進してるのは、部活動指導員という人材を学校において、負担軽減をしようという事であって、1600円を設定額の基本にされたということで提案があって、それもあるなと思ったのです。しかし、前回からそれだとなかなかバンクに登録してくれないのではないかというご意見があって、どれぐらいの金額だと登録されるのか。現実的になかなか難しいなと思います。今でも部活動指導員がなかなか見つからない現実がありますから、難しいのではないかなと思っているのですが、その辺りで単価の設定が必要かなと思います。部活動指導員に対して、国がどの程度の補助を実際現実に出しているのか。1600円に対して1600円全部出してるのか、それとも、国が1600円のうちの800円を出してるのか。そういうところも含めて、指導員の単価とかは決まるのかなと思います。熊本市として、持続可能な部活動を学校で実施していく、学校教育の中で意義は認めるということ、どれほど、市として投資をされたり、ここまでしか出来ないから残りを受益者負担してほしいなどが論議されるような、我々の報告になればいいなと思います。

【藤川委員】

私は、もう一つ外側からの意見なのですが、人材バンクで見えますと、結局その学校の改革は学校内だけでは出来ないという問題があります。

そうしますと、外側の人材バンクの活用ということになりますが、よくその人材が見つからない、指導者が見つからないとおっしゃいますが、私の周りにはいっぱい指導したがる人はいるのです。

ただ、その仕組みが出来ていないだけで、そのためのコーディネーターの重要性の議論があったかと思います。

以前も会議で申しましたが、例えば、文化系に関しましては、たくさんのスキルを持って、将来の希望を持って、一生懸命スキルを上げてきても、そこに仕事がない人たちがいっぱいいるわけです。

現実、熊本は教育の方面ぐらいしか仕事がない。経済的なことを裏打ちされないで、苦しんでいる技術を持った人、いろんなジャンルの人たちがたくさんいるのです。

そのような人材を、どうやってつかむかというだけの話で、それは仕組みをつくらばいいだけ。その中で、適当な対価が払われる。それも一つの大きな収入になって、そういう人たちが熊本にとどまり、人材を育成し、文化のレベルを上げていくという仕組みです。

この循環がなされていくということであれば、資料1のイメージ図で費用を折半するという、具体的な数字等を例として、このような価格になるとかいう事ではありませんが、一つの希望を見ました。

この仕組みが検討されるということであれば、学校の外部の人材も育成されて、一緒になってこの滞っているこの教育界の問題が解決されていく道筋がひとつ見えるのかなと私は受け取りました。

それから、中間報告が出されたことについて、注目が周りからありまして、ただ、先ほどおっしゃられたように、正確な情報がなかなか一般の方には伝わっていないのが現実なので、正確に今どのような検討がなされていて、今どのような段階にあるかみたいなことも発信して、分かりやすく簡潔にとは言いませんが、注目されているのに対しての情報を、汲み取ってもらえるように発信するのも必要かなと感じました。

【坂下委員長】

ありがとうございました。

お2人からご意見をいただきました。

竹下委員からは、指導費の設定の仕方についても、検討が必要ではないかというようなこと、藤川委員からは人材バンクのこれからの在り方というご意見をいただいております。

次に、人材バンクを見ていきたいと思っておりますので、受益者負担は数字というところで保護者のご意見もいただいているところでございますし、これからしっかり説明をしていかなければいけない、機会を持っていかなければいけないという、委員の方々のご意見をちょうだい致しました。

それで、一旦この受益者負担のところは、「整理する」というところは残しながら、次回までもう少し検討させていただきたいと思います。

大変貴重なご意見、ありがとうございます。こちらで、事務局と整理させていただきます。

それでは、今藤川委員からもありましたけれども、6ページ目の人材バンクをご覧くださいのもよろしいでしょうか。

今回、人材バンクについて、先ほど説明をしていただいたところでございます。

人材バンクに求める内容、あるいは、追加してもらいたい内容や記載漏れなど、あるいは疑問等ございましたらお願いいたします。

【中川委員】

人材バンクでどういう人材を集めるか。一般的に人材バンクというけれども、できれば指導者に、もう少し幅がある形の人材バンクの登録というのが、望ましいのではないかと。先ほどの指導費の部分も、指導者を一つのくくりとして考えるのもいいが、全体としては、見守り的な部分から、かなり高度の専門性を持った指導者、持続可能な指導者を養成していくためには、もう少し多層的な指導者の人材バンクとして考えていく必要があるのではないかなと思います。できるだけ指導者の数を揃えていくのと、将来的に良い指導者を残していくという二つのベクトルを、両方かなえていく必要がこの人材バンクではあるのかなと思います、重要な部分かなと思います。もう少し幅広い人材バンクの集め方をさせていただくとありがたいなと思います。

【坂下委員長】

ご意見ありがとうございました。

指導者の幅、本当に専門的な技術の指導をしていただく方から、サポートに回るあるいは見守りをさせていただくような幅を持たせた人材の募集をできるようなバンクであってほしいというご意見でございます。

【坂本委員】

指導者の研修とか育成というのが非常に大事になってくると思うので、早くその体制の整備を進める必要があるだろうと思います。

それと、一般の方を集めるのに、タイムラグがあったり、急に集まらないときに、学校の先生に強制的に「今までもやってたからやれ」みたいな集め方にならないように注意をしておかないと、働き方改革につながらないなと思います。

【大賀委員】

先ほど、藤川委員が「指導をしたい人がいっぱい私の周りにはいます」とおっしゃったこと、私たちの業界ではすごいうらやましいです。私がいるところでは、常に人手不足に悩まされている業界です。

この人材バンクは果たしてどうやって集めるんだろう、人がいないといっている中で、各部活動、スポーツ・文化、種目を見た時に、それこそ人がいるのですというところもあれば、もういつもカツカツで、1企業だけど、既に人が足りないところもあるわけで、先ほども皆さんが資格や経験ということも含めて、よっぽどきちんとしていないと集まってはくれないのかなと思います。広報や集め方の問題も私たちの仕事をしていく中でのヒントにもなる。

私は水泳なのですが、水泳も指導者不足、各学校に部活動はある中でも、指導者不足の学校部活も中にはあるようです。

だから、私たちもこの人材バンクに登録できるような何かヒントがあればいいなと思って、少し離れた客観的なところから、意見を今お話をさせていただいています。どのレベルで、ただ趣味レベルで登録してしまった方もいるかもしれないので、その辺のチェック機能を先に決めていただいて、組織を作り上げていっていただきたいなと思いました。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

指導者の確保は、どこの先行自治体におきましても、問題だということが挙げられているところでございます。

ここは丁寧に、地域や保護者、競技団体も含めての説明の機会をたくさん作っていく、増やしていく。そして、先ほどのチェック機能、研修も充実させていかなければいけないという、たくさん問題をいただいているところでございます。

他にございませんでしょうか。

【首藤委員】

人材バンクについて、ここに記してあるような組織というのはすごくイメージしやすく、分かりやすかったです。

この中で、こういうふうな仕事をする人がどういう人たちで構成されるかというところ、これから詰めていかれると思うのですけれど、教育委員会事務局の中に、改革推進室ということでこの組織があると思いますので、市役所の方々が従事されるのかなとは思いますが、中身がか

なり民間の私たちのようなスポーツクラブ、あとは文化のクラブの中でやっているような、結構バランス感覚やお金の感覚、フットワークのところも大事になってくるかと思いますので、これが設立されるときにはそこに入られる方がどういうスキルを持って臨むか、またその準備のために、研修などを整備してスタートしたほうがいいなと思います。なので、人材バンクの中の人材の構成、教育というところも十分検討していかなければいけないかなと思いました。

【田中委員】

よろしくお願いします。

学校のこれまでの指導者というイメージは、競技力や技能の向上というのはもちろんですが、こどもたちの健全育成、社会性の確立、コミュニケーション力を身に付けたり、そして集団で行いますから、トラブルもあります。そのトラブルも解消しながら、また次の大人への段階に進めていくというのが、部活動を今回残していただいた意味もあるのかなと思います。そして、学校教育としての教育的な意義をそのまま継続していくというところを、私はすごく期待します。

確かに、種目を経験された人は技能の指導はできる、資格はある。だけど、今、保護者やこどもたちが当たり前先生方から受けてる指導の中身は、技能や競技力の向上だけではないのです。

人材バンクの新しい指導者が来られたときに、「指導はしていただけるけど、今までと違う」保護者の方も、「こんなだったのかな」と、思われるかもしれません。また、学校も、今後の見通し等を生徒保護者と共有しながら、今の状況を変えていく必要もあるかと思います。

人材バンクのシステムとは、話がずれましたけれども、やはりそういう指導者を期待されているのではないかと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございました。

部活動を学校に残した意義というところを改めて伝えていただいたと思います。

【中川委員】

今の意見で、熊本市の特徴は、合同部活動も一つあるのですけれど、チャレンジクラブが非常に私はいいなと思っています。

大会を目指していく部分は重要なのですけれども、スポーツを通して人生を豊かにするための学びを得ていく、その部分の場所としての部活動の意味というのは非常に重要です。合同部活動でも学びです。技能中心だけではなく、部活動の教育的な意義を担保していくという意味で、この二つの軸というのは、よその市町村にない部分ではないかなと思います。

これを持続可能にしていくということで、実施していただければありがたいなと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございました。

今、中川委員から次の「2. 新しい学校部活動の在り方」、ここに関するご意見にもなるかと

思います。

それでは、次のページの合同部活動とチャレンジクラブ、二つ書いてありますけれども、7ページもご覧いただきまして、「2. 新しい学校部活動の在り方」についてご意見をいただければと思います。

【稲田委員】

新しいチャレンジクラブ、仮称ということで創設についてですが、今回の部活動の動きの中では、とてもいいなと思います。

これまで、学校部活動であれば、教職員が指導できる部活動でなければ設置出来なかったものですが、校区内にいろいろな技術を持っていらっしゃる方とか、こういう指導が出来たらいいなとか思っている方々は多くいらっしゃると思うのです。

学校で言うならば総合的な学習の時間を利用して、年間に何時間か、そういった活動をしていたことがあるのですが、それが定期的に週1回、多ければもっと指導していただけるならば、学校の中に設置出来ない部活動がさらに増えるという事でいいなと思います。

もう一つは、学校の教職員だと異動があるので、私も経験があるのですが、こういう部活動を作りたいとあってある先生が作られましたけど、その先生が、転勤された後に、次は誰が担当するのかということで、専門の方ではない方が無理して、その活動をしなければならなかったという件もあるので、地域の中でそういう方がいらっしゃればいいなと思いながら、このチャレンジクラブを見ていたところでした。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

チャレンジクラブに関しましては、私も大変期待をしているところでございます。

スポーツ庁、文化庁が令和4年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」というものを、出しておりますけれども、その中の学校部活動の部分の4番目、「生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」ということを挙げております。

ここでは、性別や障害の有無にかかわらず、気軽に友達と楽しめるとか、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動、これを推奨されております。

こどもたちのアンケートにおいても、興味のある運動やスポーツ、あるいは自分のペースでできる、友達と楽しみながら行えるというような、現在部活動に参加していないこどもたちも、そういうのであれば「やってみたい」というような声もまとめられておりますので、ぜひここは、学校だからこそできる部活動というところで、各学校に一つずつぐらいあってもいいのかなという思いで見ているところでございます。

ご意見ありがとうございました。

【藤川委員】

先ほど田中委員がおっしゃられたことを非常に重要なことだとお聞きしております。

人材バンクの外部の指導者と学校との関係です。

学校は外部の指導者が来たから任せっ放しにする。それから、外部の指導者の人は、自分がスキルを持っているから、自分のスキルを教えたい。そういうふうにして学校と教える人が分離するような事になりかねない、そういう懸念もあると思います。

なので、外部から部活動に技術を教えるということであれば、やはり何らかの方法で学校側との関係を管理するということは必要ではないかと思います。

中学校の部活動の指導がどうされているか、自分は詳しくないのですが、例えば、高校であれば、顧問の先生は学校間の調整と学校と指導者の調整をして、指導者は外部から持ってきて、その指導者に学校のスケジュール等を伝え、指導者は例えば10年とか、継続して指導するわけです。顧問の先生は、転勤で変わられることもある。

そうすると、部活動は続いて、顧問の先生自身はスキルを持っていなくても外部指導者で実施できていくわけですがけれども、その中で私が一つ体験して困ったことは、顧問の先生が、一年ないし数年で変わっていかれるとして、学校で年度の初めに、学校の先生方の紹介等が内部にはあっているのに、顧問の先生が、どのクラブの顧問の先生ということが、外部の指導者に伝わる方法がない、伝えられていないわけです。なので、4月になって誰が顧問なのかが分からない状態で、新しい先生はその部活動の様子をご存じなくて、引継ぎが非常に困ることが多々経験がありまして、やはりそこは学校が、部活動を継続するのであれば、何らかのつながり、あるいは管理がないと、継続・持続ということに問題があるかなと思いました。

【田中委員】

チャレンジクラブについて、発想はいいなと前は思いましたが、現実的には指導者が必要になってきます。

もし、1つの学校に1部作るとなれば、42部活動、指導者は二人体制であれば80人以上が必要となり、このイメージからいくと、平日の1～2時間、学校のグラウンド及び体育館というのは、実際、現存している部活動が主として使っていると考えられるのではないのでしょうか。人材バンクでの指導者確保が難しいと想定される中で、また、学校の部活動数の適正化を図るために、例えば、二つの学校にある部活を一つにまとめるとか、そういう動きの中で、新たに一つの部活動を作って、かつ、活動場所や時間を確保しなければならないという発想が、現実的ではないのかなという気がしました。

もう少し工夫すると、何かしらできるかもしれませんが、現状からいくと、実施には多くの課題があると思います。

また、合同部活動のペアリングについての1番下です。「活動時間は、指導者の状況により、現行どおりまた夜間」というこの「夜間」が非常に気になります。

学校教育活動からそのまま部活動につなぐ良いところは、引き続きその場所で活動を行うことができること。実際に学校でも時々、1度帰ってまた集合ということもありますが夜間にはなりません。夜であれば、保護者の送迎が必要になったり、1度帰って、またしばらくして来なければならない。こどもたちも時間の調整が難しくなったりする。なので、ペアリングについての「夜間」は、どうなのかなと思います。

現在も19時以降は、社会体育の方々が使っておられる現状がありますので、その調整も入ってくる。ですから、これも現実的には難しいのかなと思いました。

【坂下委員長】

ご意見ありがとうございます。

チャレンジクラブに関しましては、工夫が必要であろうということ。

そして、活動時間に関して、夜間というところをご指摘いただいたところでございますが、合同部活動になったときのご意見等ございましたらお願いいたします。

【竹下委員】

今、お話があったように、学校の部活動として残して行うには、夜間はいかがかなと思います。出来たら削除していただいたほうがいいかなと。

次の日も学校があるわけですので、学校生活を基本として、その上で学校部活動が行われるというのであれば、部活動の指針とかも出されていますが、それにのっとって、夜間とはならず適正な時間で設定いただくほうがいいかなと思います。

【松永教育改革推進課長】

他都市の様々な検討の中でも、現行どおりの時間にやれないのではないかとこのところは大きなポイントになっているかと思います。

その原因は、地域人材に指導者を求めているというところがございます。

地域人材の方々が、夜間しか出来ないということも往々にしてあろうかと思います。

そうすると、夜間の指導がだめだということであれば、結局のところ指導者がいないということで、部活動が継続出来ないということにもつながってくるのかなと思います。

今後は、確保出来た指導者数に応じて部活動を設置するというようなことになりますので、そうであれば部活動の数が減るというのはやむを得ないという前提になってくるのかどうかというところもあわせてご議論をいただけたらと思います。

先ほど田中委員のほうからありました、チャレンジクラブの話ですが、ご指摘のとおり、この創設について学校だけに労力を求める、教員に指導者として当たっていただくことだけを前提とすると負担が大きいかと思います。他都市の事例でいきますと、地域の方々が協力をされて様々な活動を行うなど、前回の資料にも載せておりましたが、カヌー等のフリースポーツをやっていく等です。他にも、学校部活動にゴルフ部などをつくって地域の指導者のもと近隣のゴルフ場で活動をされるといった事例もあります。

また、週に1回1時間程度、レクレーションのような形で、例えば学校も平日毎日部活動をやっているというわけではありませので、そういった空いた時間で、グラウンド・体育館を使いながら活動をうまく調整されている例もございますので、ご懸念の部分については、各学校、地域で実情は違うと思いますが、他都市の例を参考に構築をしていけばいいのではないかなと、思っているところでございます。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

今の事務局のほうのご説明からありました時間帯に関しましては、指導者の確保と関わって

るという指摘であったと思います。

【吉田委員】

ペアリングの点で、これは学校から学校への移動、特に自転車の移動、しかも夜間ということになると、かなり危険、防犯の面がかなり気になる場所なのです。

だから、今までの生徒は、学校と自宅等の往復だったのが、自宅から学校に行ったら別の学校に行ったら夜間また自宅に帰るというルートになってくると、今まで予測出来なかった部分を通過することになることだろうと思うのです。

その意味で、交通事情もそうですけども、犯罪以下も含めて防犯という面というのは、極力考えた上で、ペアリングとかもしないといけないのかなという気がしています。

もう一つ、チャレンジクラブの創設という点について、事務局等で多分検討されたのは、部活動自体は教育的意義があってすごく重要なものである。中学生・小学生というのは、これから生きていく上で、部活動、文化でもスポーツにしても、最初の時点で、場合によっては、生涯に関わるようなところもあるのです。にもかかわらず「やることがない」とか「選択肢がない」ということで部活動を選んでいなかった生徒達がたくさんいたと思うのです。

それでチャレンジクラブを創設されたということについては、意義があるだろうと私は思っています。

それにしても、また話蒸し返すようなのですが、どれほど意義があったとしても受益者負担の金額の面で、保護者たちがどんなに適正な金額をここで設定しても払えない。

月5000円だったらいいけれど、こどもが1人だったらいいけれど、2人、3人になってくるととてもじゃないけど払えない、という事態が出てくると、どんなに意義があったとしても、やりたくても出来ないというお子さんが出てくると思われます。基本指導者にお金を払うのは当然だと思います。だけど、一部受益者負担を求めるにしても、極力少ない金額でないと、頭ごなしではないけれども半分の50%と。実費はともかく、指導者の対価としては、受益者負担の部分は極力少なくした金額にすべきではないかなというのが私の感想です。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

夜間ということに関しての安全面での危惧というところ、重要な指摘だと思います。

あと、受益者負担の在り方は極力少なくということです。

【中川委員】

活動内容によってその金額というのは変えていくべきではないか。一律に全部払うという話ではないのではないかと思います。私自身のイメージは、主体的に自分たちが活動してる部分に指導者が関わらなければ、ある程度金額は安くなるはずではないかなと思います。

そうでないとチャレンジクラブの意味が余りなくて、その幅を受益者の負担も考えたかどうかというのは、私自身はそう思います。

だから、非常に高度の技術や教育的な意義を持ってる部分と、こどもたち自身が考えて活動している部分との差を、一律に指導して、指導費を受益者に負担してもらおう。または公費を負担

するというのは、私としては、幅があっていいかなと思います。

今の意見と違うかもしれないのですが、私としては活動内容と指導内容によって変わっていくべきではないかと思っています。

【坂本委員】

今の副委員長のご意見は、指導員の単価が部活によって違う、キャリアによって違う、というご意見なのですか。そういうふうには、全体から読み取れなかったのですが。

【中川委員】

これは私の個人的に考えている指導の部分です。

【坂本委員】

吉田委員がおっしゃったのは、総論として受益者負担は指導者の部分に関してはミニマムであるべきと。その部分は竹下委員も先ほどおっしゃいましたが、どうしてそのぐらい負担を求めないといけないのかというちゃんとした説明がないと、みんな受入れてもらえませんよという大前提を踏まえて議論してくださいという話です。

それとこの夜間の話は、指導者がなかなか確保出来ないというのは、もう大前提として分かっています。確保する努力をしなければならないことと、夜間ならば確保できるからといって、夜間までするというのは、全然違うと思うのです。

夜間は、やはり通常の中学生の部活動として違うところまで行って夜間に家に帰らせるという、それはちょっと違うのではないかなと思いますので、「夜間」という表現は外したほうがいいかなと思います。

【西島委員】

今、坂本委員がおっしゃったとおりなのですが、基本的にこの間も出たように、受益者の負担額については、同じような形でどのクラブに入っても、少なくとも多くても同じという形というご意見だったと思います。

基本的に、あと回数の問題だと思います。回数では、差別化を図らないと、そこにかかっている費用というのが高いと思います。例えば今おっしゃったように、技術的に高い方がいても、その方が六、七年すると、他のところへ行かれるから、そしたら金額が変わってくるのかと。それはおかしくなるので、地域移行についてならば、中川委員おっしゃったような形もあり得るかと思うのですが、今回は学校部活動を継続するという形になっていますので、それについては、坂本委員がおっしゃったような感じでいいのかなと思っています。

夜間についても、やはり学校部活動という形ですから一応、学校自体が19時まで、19時以降が社会体育という形になっておりますので、その辺は「夜間」という記載はの中で除けばいいのかなと思います。

ただ補助する機関として私どもの総合型とかありますので、そこが学校と連携して、夜その地域の子どもたちの活動を支援する。そこについては学校と連携をとるなど、そういう形でサポートするという意味でいいと思います。熊本市は、学校部活動をそのまま継続するという形に

なりましたので、他都市では地域移行という形が進んでいるので違う形になっています。夜間の部分については、皆さん方がおっしゃるように、外したほうがいいのではないかなと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

「夜間」という言葉に関しましては、問題が多いのではないかというご意見を、多数頂いております。

そして、地域と連携して、地域の総合型クラブとの連携、それも検討していくことは、今ご提案いただいたように進めていく可能性はあるかと思っております。

あと、受益者負担は、また検討する必要がありますけれども、回数によって、負担額が変わるということ。そして、指導者も、顧問と副顧問というような形で今回、少し差をつけて提案をさせていただいているところです。ご指摘ありがとうございます。

それでは、時間も押してきておりますので、次の「3. こどもたちとともに創り上げる学校部活動」、「4. 今後のスケジュール（最短例）」という提案をさせていただいております。

この提案なのですけれども、先ほどもこの審議会のことが伝わっていないとか、あるいは、もっと保護者、あるいは、こどもの意見、そして、教職員の意見をどうやって反映させていくかということが本当に重要であるということを今回改めて感じたところです。このような活動につきまして、具体的な方法とか案がありましたら、ご意見いただければと思っております。

また、スケジュールに関しまして、あわせてご意見いただければと思います。

【西島委員】

この「3. こどもたちとともに創りあげる学校部活動」というのが入ったのはすごくいいと思います。

私が総合型スポーツクラブで、この中間報告を皆さん方に説明をした中で、こどもの視点はどこにあるんだろうという話が出ました。

組織の改革などの話もしていましたが、こどもたちがどういうものを望んでいるのか、もう1回立ち返って考えるべきだと思います。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

こどもの視点、こどもの意見を確認する必要について、今述べていただきました。

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。具体的な視点、あるいはスケジュールのほうに関してでも結構です。

【竹下委員】

お尋ねですけれども、スケジュールの最短例と書いてあって、令和9年度から新たな学校部活動がスタートできるような体制ということで示されているのですが、この令和6年度から8年度

までの3年間、今の中学校も課題を抱えていると思うのですが、その部分はどういうふうに補いながら、移行するのかというのが、見えないのです。

例えば今、ボランティアで部活動をしているという現状もあって、それも多分この3年間はずっと維持されていくような環境があるのですが、そのときに、国とかは、部活動指導員を入れて負担を軽減します、としています、現実的には、熊本市でも少数しか入っていない。

そこに人材バンクに近いような人材を充てられる。あるいは、時間外で、勤務時間以降に、大体平日が2時間ぐらいを想定されていると思うのですが、そこに部活動指導員と同じぐらいの手当を出して、一時的にしのいで3年間はこのような形でやりますけれども、令和9年度からは移行しますとか、現在各中学校で、献身的に頑張っておられる先生方に対して、何か配慮がありながら、移行が進められると、その先にある人材バンクにも登録しようかなとか、そういう人も増えるのではないかなと思うのですが、そこについては、今までの環境をそのまま維持しながら3年間でやれるのか、そういうこともできるのかというのを伺い出来たらなと思うのです。

【松永教育改革推進課長】

ご指摘のとおり、3年間何もしないということにはならないと思います。

モデル事業を含めて、できるところから、一つずつ取り組んでいくということ事であろうかと思えます。

ただ一方で、指導者に十分な報酬を払っていくということになりますと、財源確保というのが大きな課題になります。人材育成についても、ほぼ今教職員に担っていただいている現状から、どうやってその指導者を発掘して、育成をしていくかということが課題になります。一律にこの3年間でやれるということではないかもしれませんが、できることをしっかりやっていくというようなことで考えております。

その中の一つとして、指導者の確保ということであれば、部活動指導員を増員していくということはあろうかと思えます。

なお、先ほどのご質問の中でもございましたが、国の部活動指導員についての補助は1600円に対しまして3分の1が国からの補助ということでございます。しかし、国の補助は永続的に約束されているものではありませんので、当面の対応ということでの補助でございます。どこかのタイミングでは、この補助がなくなるということです。

また、国が掲げているモデル事業については、基本的には1年間だけの補助というようなことになりますので、なかなか現状の枠組みにおいては、国の補助制度というのが利用しづらい状況です。国においては、基本的には受益者負担というものを念頭に、一部の経済的に困窮される世帯等への配慮をしつつ、そこは自治体に努力を求めるとような制度設計に今のところなっているところでございます。補足を含めて以上でございます。

【清田委員】

前回アンケートが、保護者に配信されたのが安心メールだったと思うのですが、結局それに回答しない方のほうがほとんどだったと思うので、こどもたちの意見を入れてくださることはとてもありがたいことなのだと思いますが、こどもたち・保護者、地域住民・教職員の一部ではなく、

満遍なく意見を入れられるような、そういうものにしていただけたらと思います。

【坂下委員長】

貴重なご意見ありがとうございます。

たくさんの意見がとれるようなアンケートの方法等を検討させていただきたいと思います。

また、地域ごとのワークショップ・説明会、そういうものも必要になってくるかと思います。

【藤川委員】

3の質問ですけれども、このワークショップやアンケート、モデル事業等をこの改革へ反映と書いてあります。これは、例えば令和9年度までの事なのか、それともその先も常時フィードバックしながら、改革に反映していくという事なのか、モデル事業は先ほど1年とおっしゃいましたけれども。それから、これを主体的にやるのは、熊本市の教育委員会の方がやられるのか、それとも、例えばコーディネーターがやられるのか、ざっくり書いてあるので、イメージが分からなかったので教えてください。

【松永教育改革推進課長】

こどもたちの意見の反映につきましては、当面は令和9年度を目指し、行っていますが、こども基本法が施行されたということも関連します。こども・保護者や地域住民・教職員の意見をお聞きして、施策に反映をしていくということについて、施策の企画・立案段階、実行段階、検証段階、そしてまた改めて検証した後の、改善をして進めていくという段階等、各段階において、継続的に永続的にやっていくということになりますので、当面は令和9年度を目指してということではございますが、令和9年度以降もやっていくというようなことであります。本市はこども基本法ができる前から、そういった形でこども等の意見を反映させながら施策を進めておりまして、こども基本法が出来たから初めて行ったということではございませんけれども、法の施行により取組の必要性が増しておりますので、そこは対応してまいりたいと考えているところでございます。

【坂本委員】

勝手な希望を言わせていただくと、令和6年度に中学1年生になったこども達が、令和7年で2年生、令和8年で3年生、令和9年から卒業してるわけです。

新たな学校部活動開始が令和8年度からだといいなという思いです。

【坂下委員長】

貴重なご意見ありがとうございます。

こどもの事を考えますと、今おっしゃるとおりだと思います。

検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは申し訳ありません、次の資料2の答申案について、12ページに3か所変更をしております。案でございますが、この件に関しましていかがでしょうか。

【松永教育改革推進課長】

答申案については、中間報告をベースにということと、本日いただいたご意見でも文書のほうに反映させる部分が幾つかあろうかと思います。

例えば、経済的に困窮する世帯への支援のところについては、先ほどのご意見でいけば多子世帯を含めてといった記載を追加する。

また、受益者負担を求める際には極力負担を軽減させるような取組、こういったことへの言及、指導者に対する適正な額の支払いについては、(4)の③においては「現在部活動指導員に支払っている報酬額、他の政令指定都市の状況や最低賃金の動向等」を記載しておりますが、そこに「教職員の時間単価」というようなことで加える。

さらには、学校との連携についての記載がもう少しあったほうがいいのかもしいかなとか、そういったところも含めて、改めて追記するようなことを検討してはいかがかと思ったところでございます。

【坂下委員長】

ありがとうございます。

今、補足がありました点を含めまして、少し文言修正を行いまして、最終答申案を作成させていただきたいと思っております。

それでは時間が参りましたので、ここで、本日の協議を終了したいと思います。

次回は、今回の協議内容を踏まえ、答申の案を提示したいと考えております。

後日、お気づきになられたこと等がございましたら、教育委員会事務局教育改革推進課のほうにご相談ください。

なお、本会議の議事録につきましては、事務局にて作成の後、委員の皆様へ送付されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

その後、私のほうで最終確認し、確定させていただきます。

皆様のご協力で、スムーズな進行をすることが出来ました。

大変ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

【松島教育審議員】

皆様熱心なご審議ありがとうございました。

事務連絡を2点いたします。

まず1点目ですが、いつものとおりお手元の資料につきましては、置いておいていただければ次回設定いたしますので、机上に置いていただければと存じます。

それと、2点目でございます。

次回、第10回検討委員会、こちら今度最終回ということになります。

前回と同じ会場となります熊本県医師会館のほうで行わせていただくこととしております。

2月20日火曜日10時からで現在予定をしているところでございます。

よろしくお願いします。

内容としましては先ほど委員長からもご提示いただきましたとおり、答申案ということでの

審議となりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

詳細はまた後ほどご連絡させていただきます。

よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中に、誠にありがとうございました。

また次回もよろしくお願いいたします。